

事 務 連 絡
平成 20 年 9 月 9 日

各都道府県住民基本台帳担当課 御中

総務省自治行政局市町村課

住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務
の民間委託に関する質疑応答について

住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関する民間事業者への委託については、先般、平成 20 年 3 月 31 日付け総行市第 75 号・総行自第 38 号・総税企第 54 号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」により、通知したところです。通知を受けた地方公共団体からは、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）により民間委託が可能な業務と競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）第 34 条の規定に基づき民間委託が可能となる業務の区分、住基法による民間委託に際しての「市町村の適切な管理下」という条件の意味などを中心に照会が寄せられております。今回、これまでの質疑応答のうちから、主なものを下記のとおりとりまとめましたので、職務上の参考としてください。

貴課におかれては、この内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知されるようお願いします。

記

問 1 本人又は同一世帯の者から住民票の写し等の交付請求があった場合に必要な業務については、「市町村の適切な管理下にある状況」にあれば、民間事業者に委託して取り扱うことが可能とされているが、常に「市町村の適切な管理下」という条件付きでなければ、民間事業者は取り扱えないのか。

(答) 公共サービス改革法第 34 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、同法に規定する官民競争入札又は民間競争入札の手続を経れば、「市町村の適切な管理下でない状況」であっても、民間事業者は、交付請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡しを行うことができる。

この場合、条件がなくなるため、庁舎など市町村が設ける事務所以外での処理も

可能となる。

問2 なぜ住基法上可能な民間委託のほかに、別途、公共サービス改革法第34条第1項第4号の規定に基づき可能となる民間委託を設ける必要があったのか。

(答) 本人等から住民票の写し等の交付請求があった場合の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡しについては、住民の利便向上のため、金融機関やコンビニエンスストアなど、市町村の庁舎外の場所においても行えるようにすべきとの意見を踏まえたものである。

この場合、民間事業者は、市町村職員の立ち会いを要さず、自らの責任で業務を処理することができる。

問3 住基法上民間事業者が業務を処理するためには、「市町村の適切な管理下」にあることが必要とされているが、どのような状況であれば条件に該当するのか。市町村職員は同一場所に常に所在する必要があるのか。

(答) 異例ないし困難な事案が生じたときに、必要に応じて、市町村職員が、民間事業者に指示を与え、自ら事務を掌握し処理するのが適当であることから、基本的には市町村職員が常に所在している状況を想定している。例えば、民間事業者が一連の業務を行うことになる同一の室内において、民間事業者の従業員の業務処理に目が届く状態で、市町村職員が立ち会うような場合が考えられる。

問4 「市町村の適切な管理下」にあるためには、所在する市町村職員の人数や民間事業者の従業員に対する配置比率の基準があるのか。

(答) 物理的な基準を設けているものではなく、問3の回答にあるような状況を充たすのであれば、人数等に拘わらない。

問5 「市町村の適切な管理下」にあっても、住民票の写し等の請求や申出に対する交付の審査や交付・不交付の決定は、市町村職員が行う必要があり、民間事業者の従業員は行えないとされているが、これらの前段となる予備的な行為などにも全く携わることができないのか。

(答) 民間事業者の従業員があらかじめ予備的な行為を行うことはできる。ただし、その場合でも、市町村職員が最終的な判断を行う必要があることに留意されたい。

問6 「市町村の適切な管理下」にあるためには、所在する市町村職員は、常勤の一般職員である必要があるか。

(答) 市町村職員の属性に限定は設けていないため、必ずしも常勤の一般職員に限られないが、当該市町村の実情に応じ、地方公務員法等の規定に基づき、適切に管理できる者を配置する必要がある。

問7 「市町村の適切な管理下」に置いている以上、市町村職員から、民間事業者の従業員に対して、直接、様々な指示を与えることとしてよいか。

(答) 市町村が民間事業者に委託して業務を取り扱わせる場合、請負契約を締結するこ

とが通例であるが、請負契約については、請け負う民間事業者の側で、自己の従業員を自らの指揮監督の下に置いて、自己の責任で業務を遂行するものであり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣とは異なるため、個々の業務遂行に当たって、市町村職員が民間事業者の従業員に対して、労務上の指揮命令を行うことはできない。もともと、市町村職員は、発注者として契約の履行内容を確保する観点から、受注者である民間事業者の責任者を通じて必要な指示を行うことはできると考えられる。